

入札（見積合せ）に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人北海道農業公社

工事实績情報サービス(コリンズ)の登録について

北海道農業公社では、工事实績情報のデータベースの活用を図るため、平成16年3月1日以降の工事契約よりコリンズの登録を義務付けています。

受注者は、受注した工事について、コリンズの登録手続きを下記のとおり行ってください。

記

1. コリンズ登録対象工事

コリンズ登録が必要な工事は、工事請負代金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下、同じ。)が500万円以上の建設工事です。

2. 登録手続き

登録の対象となる工事を請け負った場合、「5. コリンズ登録のための確認の統一事項」に留意し、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事監督員の内容確認(記名・押印及び電子メールアドレスを記入)を受けた後、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)にインターネット等により登録申請を行ってください。

また、登録申請後に同センターが発行する「登録内容確認書」を工事監督員に提出してください。

(コリンズ登録についての問合せ先)

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
〒107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番地20号
赤坂パークビル14階

URL : <https://www.jacic.or.jp/>

3. 契約変更に伴う登録手続き

- ① 当初の工事請負代金額が500万円未満で、契約変更により工事請負代金額が500万円以上となった場合は、コリンズ登録を行ってください。
- ② 当初の工事請負代金額が500万円以上で、コリンズ登録を行っていた工事が、設計変更により500万円未満になった場合は、変更登録を行ってください。

4. 登録の時期

① 受注時登録

受注時の登録は、工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始等の休日(以下、「休日」という。)を除き10日以内に登録申請をしてください。

② 変更時登録

変更時の登録は、変更があった日から休日を除き10日以内に登録申請をしてください。なお、変更の登録は、「工期」と「配置技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐)」の変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としません。

③ 完成時登録

完成時の登録は、工事完成検査合格後、休日を除き 10 日以内に登録申請をしてください。
なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（休日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できます。

④ 訂正時登録

訂正時の登録は、適宜、登録機関に登録申請しなければなりません。

⑤ その他

完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で登録機関に登録しなければなりません。